

## 島根いちい保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 水の会
所 在 地	〒060-0063 北海道札幌市中央区南3条西1丁目1番地1
電 話 番 号	電話番号 (011) 205-0341
代 表 者 氏 名	理事長 小林 信子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所											
施 設 の 名 称	島根いちい保育園											
施 設 の 所 在 地	〒121-0815 東京都足立区島根4丁目26番7号											
連 絡 先	電話番号 03-3884-4370 ファックス 03-3860-5062											
管 理 者	園長 青木 美和											
利 用 定 員	<p>(1) 利用定員</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">子 ど も の 区 分</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2号認定子ども</td> <td>63人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号認定子ども</td> <td>満1歳以上</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。</p>	子 ど も の 区 分		定 員	2号認定子ども		63人	3号認定子ども	満1歳以上	41人	満1歳未満	6人
子 ど も の 区 分		定 員										
2号認定子ども		63人										
3号認定子ども	満1歳以上	41人										
	満1歳未満	6人										
認 可 年 月 日	平成26年4月1日											

### 3 施設の運営方針

「心を育て夢を育む」をコンセプトに、子どもたちが望ましい成長発達を遂げていくための援助や指導を行ない、「子どもの視点に立つ保育」を柱に取り組んでいます。乳幼児期は人間形成の基礎・基本が培われる時期であり、子どもの内面を育むことが一番大きな目的になると考え、目的達成の手段としては遊びを通して行なうことが乳幼児期の発達特性から見て望ましい方法であると考えています。遊びの中で子どもは様々な体験を積み重ね、こうした体験が子どもにとっては大切な学習の場となり、社会性や主体性、柔軟性など、人が人間として生きていくためにもっとも必要となってくる様々な力が育まれていくものと考えています。

#### 4 保育所の職員体制とクラス編成

##### (1) 職務内容と配置数（令和6年4月1日現在）

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1人	—
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	16人	17人
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	1人	—
看護師	子どもたちの健康の指導を行います。	1人	—
調理員	給食の調理等を行います。	2人	4人
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。	—	1人
小児科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託	
備考			
1 児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

##### (2) クラス編成と職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

対象年齢	クラス名	定員数	担当保育士数	備考
0歳児	もみじ組	6人	2人	
1歳児	かえで組	20人	4人	
2歳児	もも組	21人	3人	
3歳児	さくら組	23人	2人	
4歳児	こぶし組	19人	2人	
5歳児	しらかば組	24人	2人	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

## 5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

### (1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内
保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内

### (2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	(1) 午前7時00分から午前7時30分までの範囲内 (2) 午後6時31分から午後8時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 午前7時00分から午前8時30分までの範囲内 (2) 午後4時31分から午後8時00分までの範囲内

※お子さんの一日の保育時間については、保護者の勤務時間や通勤時間、その他家庭の事情もあると思いますが、できるだけお子さんに無理の掛からないように配慮をしていただきたいと思います。

### (3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

### (4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

## 6 提供する保育等の内容

### (1) 保育の内容

当園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育を提供するほか、次に掲げるものを行います。

ア 給食（2号認定子どもにあつては副食給食、3号認定子どもにあつては完全給食）

イ その他必要な保育

### (2) 当園は、(1)の保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 2号認定子どもへの主食提供

イ 6(2)の時間外保育

ウ その他の便宜

(3) 1日の流れ

保育園で楽しく過ごせるよう、ご家庭での様子や体調など気になることをお知らせください。

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児
7:00 延長保育サービス	自由遊び	
7:30 8:30	自由遊び・合同保育	
8:30	自由遊び(保育室)	自由遊び(園庭・保育室)
9:30 9:45 10:00	片付け 午前おやつ 設定保育	片付け 設定保育
10:45 11:00 11:15 11:30 12:00	給食(0歳児) 給食(1・2歳児) 静かな遊び 絵本読み聞かせ 午睡	給食(3歳児) 給食(4歳児) 給食(5歳児)
12:30 13:00		絵本読み聞かせ 午睡(3歳児・4歳児) (5歳児は午睡をしません) なかよしタイム(5歳児) (午睡をせずに遊びや製作等いろいろなことをして楽しみます)
14:45 15:15	目覚め・排泄 おやつ・小設定保育 帰りの会 自由遊び(各保育室)	目覚め・排泄 おやつ・小設定保育 帰りの会 自由遊び(園庭・各保育室)
16:30	順 次 降 園	
17:00	片付け・排泄	片付け・排泄
17:30	合同保育	
18:30 18:45 20:00	延長保育 おやつ・夕食 降園	
<p>その日の保育内容や子ども達の様子を各クラス、ルクミーでお知らせします。 帰り道、お子様との話題の一つにさせていただき、子育ての楽しみにつなげていただければ幸いです。</p>		

※土曜日につきましては出席人数が少なくなることから、合同保育になります。

## (4) 年間行事

月	行事名	参加対象者	保健行事
4月	入園式	・新入園児・5歳在園児 ◎新入園児保護者	健康診断
5月	子どもの日のお祝い会 生活リズム集会 保育参観(0.1歳児)	・全園児 ・3～5歳児 ◎0・1歳児保護者	
6月	個別面談 運動会(2～5歳児)	◎全園児保護者 ◎2～5歳児保護者	
7月	プール開き 七夕会	・全園児 ・全園児	
8月	プール閉まり	・全園児	
9月	災害時園児引取り訓練	◎全園児・保護者	
10月	5歳バス遠足 0～4歳徒歩遠足	・全園児	歯科健診 健康診断
11月			
12月	お楽しみ会(0～5歳児) いちいパーティー	◎全園児保護者 ・全園児	
1月	新年子ども会 個人面談	・全園児 ◎5歳児保護者	
2月	節分の集い 個人面談 保育参観・クラス懇談会	・全園児 ◎0～4歳児保護者 ◎全園児保護者	
3月	ひな祭り お別れ遠足 卒園式 お別れ会	・全園児 ・5歳児 ◎5歳児保護者 ・全園児	

《毎月行う行事》 ・誕生会 ・避難訓練 ・身体測定

(5) 給食について

ア 昼食（主食+副食給食）と間食（午前・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(6) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 主食の提供（0・1・2・3・4・5歳児クラス）

イ 時間外保育

ウ 年末保育

(7) 保育料について

毎月の保育料につきましては、足立区役所へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、足立区役所へお問い合わせください。

(8) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので別途お支払いただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いたいただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

延長保育（19：31以降）利用する場合、希望者のみ夕食250円で提供（3日前の朝8：30まで申し込み）

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額
延長保育料	保育提供時間外の保育の提供における保育料	世帯区分・時間帯による月極め・スポット利用あり
年末保育料	年末の保育提供日以外における保育料	一日2,500円

イ 時間外保育にかかる保育料

項目	7時から8時30分まで 16時30分から18時30分まで	18時31分から19時まで
	保育標準時間	—
保育短時間	500円	

## 8 利用の終了に関する事項

### (1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

### (2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

## 9 緊急時の対応について

### (1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

#### ア 内科、小児科

医療機関の名称	大高病院
医 院 長 名	大高 祐一
所 在 地	足立区島根3丁目17番8号
電 話 番 号	03-5856-7319

#### イ 歯科医

- ・毎年度歯科医師会が医師を選任しますので、決定次第お知らせします。

### (2) 災害時の対応について

#### ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	島根いちい保育園・園庭	名称	島根小学校
園からの距離	—	園からの距離	1キロメートル
所要時間	—	所要時間	10分

#### イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

### (3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 園長 青木 美和 ・受付担当者 主任 星野 由紀 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 03-3884-4370 ・FAX 03-3860-5062 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	馬場 新太郎	電話番号	03-3890-8133
	吉村 幸子	電話番号	011-661-2927
	押野 里美	電話番号	011-873-7211

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 11 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧(アルファ米・カンパン)、飲料水3日分、拡声器、携帯ラジオ等)
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練(毎月)及び消火訓練(毎月)を実施します。

## 12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

### (1) 個人情報の提供

#### ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

#### イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

#### ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。



## (2) 個人情報の使用

### ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

### イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

## 14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	<ul style="list-style-type: none"><li>・たくさんの園児が生活する保育園では、感染症にかかるリスクが高くなりますので、予め予防接種を受けたり、かかった場合には感染期間はお休みするなどして感染の広がりを抑えるためにご協力をお願いします。</li><li>・学校保健法に基づき、一定期間出席停止となる感染症もあります。</li><li>・病院にて感染症と診断され、回復後登園する場合には、医療機関が記入した登園許可証または医師の診断を受け、保護者が記入する登園許可証の提出をお願いいたします。</li></ul>
投薬について	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭で薬を飲ませてきた場合には、必ず保育者に連絡してください。</li><li>・保育園では原則としてお薬はお預かりしていません。</li><li>・医師が必要と認めたアレルギーや熱性けいれんなど、慢性疾患等による内服薬に限って、主治医の意見書と保護者の申請により薬の預り、与薬を行なっています。</li></ul>
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	<p>次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行なった区役所へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該区役所に対し報告を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。</li><li>(2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。</li><li>(3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。</li></ol>

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：島根いちい保育園

説明者職名：園長 青木 美和

私は、本書面に基づいて島根いちい保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童氏名：

入所児童との続柄：